



## 国民健康保険係からのお知らせ

☎ 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

### ◆交通事故などで保険証を使うときは届け出を！

第三者（自分以外の人）からの行為によって受けたケガ等の治療についても、保険者へ届け出ることにより国民健康保険証を使って治療を受けることができます。

～第三者行為となるもの～  
・交通事故  
・他人の飼犬に咬まれた時など

この場合、加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が一時的に立て替えることになります。  
つまり、かかった医療費は本来加害者が支払うべきものなので、後で加害者に請求することになります。

※ただし、次の場合は国民健康保険証を使っての治療は受けられません。

- 1 加害者からすでに治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしているとき。
- 2 業務上のケガのとき。
- 3 飲酒運転、無免許運転などでケガをしたとき。



交通事故にあつて国民健康保険証を病院で使う際は・・・

- 1 役場の国民健康保険係で『第三者行為による傷病届』の手続きをしてください。

届け出に必要なものは以下の通りです。

・保険証・交通事故証明書（後日でも可。警察に届け出てもらってください。）・印かん

- 2 届け出をされたら、次の書類をお渡ししますので、後日持って来てください。

・第三者行為による傷病届・交通事故発生状況報告書・念書

気をつけてください！

●全国で不審な電話や、訪問者、詐欺事件が頻発しています！

医療費の払い戻しなどで、国や地方公共団体の職員が、ATMの操作を携帯電話で指示したり、被保険者証やキャッシュカードを直接預かりに来ることは絶対にありません！



## 児童係からのお知らせ

☎ 保健福祉課 児童係 ☎ 476-1111 (145)

### ◆10月から『子ども手当』が変わります。

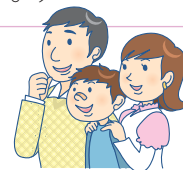
申請をお忘れなく！（これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、すべての方が申請が必要です。）

中学校卒業前  
までのお子さん  
を持つ方へ

【手当の月額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

- 0歳～3歳未満：15,000円
- 3歳～小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生：10,000円

※10月分～1月分の手当は、平成24年2月に、2月・3月分の手当は、平成24年6月に支払われます。



申請が  
必要です

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、お住まいの市町村へ申請をしてください。現在受給中の方は、町から申請書等を送る予定です。平成24年3月までに申請すれば、10月分から対象になります。  
（※公務員の方は勤務先へ申請することになります）

ご注意  
ください！

以下の方は速やかに申請してください。

（3月までに申請してもさかのぼって受け取れません。）

- 10月以降に他の市町村へ転居した方
  - 10月以降にお子さんが生まれた方
- 10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日（転出予定日）の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。